

あなた と 都税

4月号

2017
(平成29年)
第568号

今の特集は
固定資産税 & TOKYO

固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

今の特集では、縦覧制度についてご紹介しています。

期間：4月3日(月) から6月30日(金) まで(土・日・休日を除く)

時間：9時～17時

場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

なお、平成29年度分の納税通知書は、6月1日(木) に発送予定です。

東京都平成29年度予算 今年度一般会計の予算規模は6兆9,540億円となっており、このうちの約73%にあたる5兆911億円がみなさまからの都税によりまかなわれています。



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

お問い合わせ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

タク
ちゃん

特集

ご存知ですか? お持ちの固定資産について 確認できます(23区内)

4月3日(月)から、固定資産税における縦覧帳簿がご覧になれます。
どんな制度なのか、タクちゃんたちと確認してみましょう。

ケース1

縦覧制度ってなに?

タクちゃん



4月3日(月)から6月30日(金)までの間^{※1}、納税者の方であれば、土地や家屋の価格などが記載された縦覧帳簿を見ることができるよ。

ノンちゃん



私のおじさんも、4月になったら都税事務所^{※2}に行って縦覧帳簿を見るって言ってたわ。でもどうしてそんな制度があるの?

タクちゃん



縦覧制度は、自分の持っている土地・家屋の価格を同一区内の他の土地・家屋の価格と比較できる制度なんだ。つまり縦覧帳簿を見れば、自分の持っている固定資産の価格が適正であるか確認できるんだよ。

※1 土・日・休日を除く。受付時間は9時～17時です。

※2 縦覧帳簿は土地・家屋が所在する区にある都税事務所でご覧いただけます。23区外における縦覧制度については、各市町村にお問い合わせ下さい。

ケース2

縦覧帳簿は誰が見られるの?

ノンちゃん



都税事務所に行けば誰でも縦覧帳簿が見られるのかしら?

タクちゃん



縦覧帳簿を見られるのは、平成29年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者だけなんだ。運転免許証やパスポートなど、納税者本人であることが確認できる書類(本人確認書類)が必要だよ(右のコラム“チェック”参照)。

ケース3

固定資産課税台帳の閲覧と縦覧制度

ノンちゃん



そういえば、いとこのお兄さんが、今借りている家屋の固定資産課税台帳を閲覧したって言ってたんだけど、縦覧とは違うの?

タクちゃん



固定資産課税台帳の閲覧は他の土地・家屋の価格との比較はできないけど、年間を通じて閲覧することができるんだ。また、固定資産課税台帳の閲覧は納税者以外の方でもできるんだよ。

ノンちゃん



例えばどんな人が閲覧できるのかしら?

タクちゃん



借地人・借家人の方でも、借りている資産^{※3}の部分について固定資産課税台帳の閲覧ができるよ。借地人・借家人の方が申請する場合は、本人確認書類だけでなく、賃貸借契約書等(対価が支払われているものに限り)も必要だから、忘れずに都税事務所に持っていこう!

※3 借家人の場合は借りている家屋の敷地についても閲覧できます。

チェック



<本人確認の厳正化と書類の原本確認について>

東京都主税局では、本人のなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。

また、都税事務所で開催申請をされる場合、申請に必要な書類については原本提示をお願いしております。ご協力お願いいたします。

固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続します(23区内)

土地の固定資産税・都市計画税について平成29年度も下記の軽減制度を継続します。

○小規模住宅用地に対する軽減措置

対象	住戸1戸につき200㎡までの土地
軽減の割合	都市計画税の2分の1を軽減

○小規模非住宅用地に対する軽減措置

対象	一画地における非住宅用地の面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分(個人または資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。)
軽減の割合	固定資産税・都市計画税を2割減免

○商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置

対象	負担水準が65%を超える商業地等
軽減の割合	負担水準65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減

※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合

※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等



「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」の提出はお済みですか？

引越し等で区役所等への住民票の変更手をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を都税事務所にご提出ください。

⚠「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。**納税通知書の送付先住所以外を変更することはできません**ので、ご注意ください。

⚠海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります(左下コラム参照。)

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話相談室(☎042-540-7211)にお問い合わせください。

ご存知ですか？

～納税管理人制度のご案内～

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、所管の都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。

安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたる場合はその翌開庁日)までにお申込みください。

平成29年5月10日(水)までにお申込みいただくと、6月の固定資産税第1期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955
(平日9時～17時)

各種様式はホームページから取得できます

都税口座振替依頼書や納税管理人申告書を含む都税に関する各種様式は、主税局ホームページからもダウンロードが可能です。トップページから「各種様式」タブをクリックし、目的や税目を選択して、様式をダウンロードすることができます。

主税局HP: <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

わたしと都税



パラリンピアン
(ウィルチェアーラグビー)
三阪洋行さん

大阪府出身。2004年アテネ大会から選手として3大会連続パラリンピック出場。リオ大会ではアシスタントコーチとして同競技初の銅メダル獲得に貢献。

小さくてもできることから

私は会社勤めで税金は源泉徴収であるため、普段税金を意識することはあまりありません。ただ、子どもが生まれたことで、税金が自分たちの身近なところでどのようなことに使われているのかがもっと分かるとうれしく感じるようになりました。

車いすによる激しい接触が起こるウィルチェアーラグビーは、施設を痛めるという誤解を生みやすく、練習場所の確保に苦労します。このことを行政に相談する中で、行政とともにこの競技を盛り上げるイベントを開催することができました。お互いに考えあい、小さくてもできることから始め

てみれば、新しい世界が開けてくると思います。

ウィルチェアーラグビーは車いす同士がぶつかる激しさや戦略性が魅力ですが、男女混合で競技することができる、究極のダイバーシティスポーツでもあります。私と同じように障がいを持った方が、希望を持って未来に進めるよう、人と人、人と競技をマッチングさせることが大事だと思います。「障がいを持っていたとしても、次のステージがある」ということを伝えるためにも、ウィルチェアーラグビーを盛り上げ、東京2020大会で金メダルを取りたいです。

お知らせ

自動車税納税通知書は5月1日(月)発送

平成29年度分の自動車税の納税通知書は、5月1日(月)に発送します。納期限は、5月31日(水)です。
☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066(平日9時～17時)

自動車税の障害者減免申請の受付は5月31日(水)まで

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、平成29年度分自動車税の減免申請受付を行っています。
減免対象：身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合
申請期限：平成29年5月31日(水)
*新たに自動車を取得した場合は、登録(取得)の日から1ヶ月以内
※減免額には上限が設定されています。

申請期限間際は窓口が大変混み合いますので、お早めのご申請にご協力をお願いいたします。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066(平日9時～17時)

ご案内

便利な電子申告をご利用ください！

以下の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子納税をご利用いただけます。
・法人事業税・地方法人特別税・法人住民税

・23区内の事業所税
・23区内の固定資産税(償却資産)*
※電子申告のみ利用可能
オフィスやご自宅から手続きができ、とても便利です！

☎ 利用手順 eLTAXヘルプデスク
☎ 0570-081459 または
☎ 03-5500-7010

申告内容・納税 所管の都税事務所

公売情報

インターネット公売(不動産、動産・自動車)を実施します！

公売参加申込期間：4月11日(火) 13時～4月27日(木) 23時
入札期間：
不動産 5月9日(火) 13時～5月16日(火) 13時

せり売り期間：

動産・自動車 5月9日(火) 13時～5月11日(木) 23時

動産、自動車については、下見会を実施予定です。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

☎ 主税局徴収部機動整理課公売班
☎ 03-5388-2986

意見募集

はがきに住所・氏名・年齢と広報紙「あなたと都税4月号」へのご意見・ご感想、どこで本紙を入手されたかを記載の上、ご郵送ください。抽選で10名の方に、タックス・タクちゃんグッズをプレゼントします！

送付先：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 主税局総務部総務課相談広報班

締切：5月1日(月)必着

編集後記

コラム「わたしと都税」の連載は今月号で終了です。ご協力いただいたアスリートみなさま、貴重なお話をありがとうございました。次号からは新コーナーを予定しておりますので、こちらも楽しみに！(N)

